

○気仙沼市文化財保護条例

平成18年3月31日条例第179号

改正

平成21年8月31日条例第108号

気仙沼市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 文化財保護審議会（第4条）
- 第3章 有形文化財（第5条—第17条）
- 第4章 無形文化財（第18条—第23条）
- 第5章 民俗文化財（第24条—第30条）
- 第6章 史跡名勝天然記念物（第31条—第34条）
- 第7章 文化財の保存技術の保護（第35条—第37条）
- 第8章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定に基づき、同法及び文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち、重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなして、その価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用

いられる衣服，器具，家屋その他の物件で，市民の生活の推移の理解のため欠くことのできな
いもの（以下「民俗文化財」という。）

- (4) 貝塚，古墳，城跡，旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋りよ
う，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地，
繁殖地及び渡来地を含む。），植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生
じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 気仙沼市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，この条例の執行に当たっては，
関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに，文化財の保護と他の公益との調整に留意し
なければならない。

第2章 文化財保護審議会

（文化財保護審議会）

第4条 文化財の指定及び解除並びに保存及び活用について，教育委員会の諮問機関として，気仙
沼市文化財保護審議会（以下「保護審議会」という。）を置く。

- 2 保護審議会の委員の数は，10人以内とする。
- 3 保護審議会の組織及び運営については，教育委員会が定める。

第3章 有形文化財

（指定）

第5条 教育委員会は，有形文化財のうち重要なものを気仙沼市指定有形文化財（以下「指定有形
文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするに当たっては，あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者
及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし，所有者又は権原に基づく占有者
が判明しない場合は，この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は，その旨を告示するとともに当該指定有形文化財の所有者及び権原
に基づく占有者に通知して行う。
- 4 第1項の規定による指定は，前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 教育委員会は，第1項の規定による指定をしたときは，当該指定有形文化財の所有者に指定書
を交付しなければならない。

（解除）

第6条 教育委員会は，前条第1項による指定を受けた指定有形文化財が指定有形文化財としての

価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 指定有形文化財について、国又は県の指定を受けたとき又は指定有形文化財の全部が滅失したときは、当該指定有形文化財を解除し、その旨を告示しなければならない。

(管理又は修理の指示)

第7条 教育委員会は、指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に対し、指定有形文化財の管理又は修理に関し、必要な指示をすることができる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第8条 指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合は、当該指定有形文化財の管理は、教育委員会が行うことができる。
- 3 指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。
- 4 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 5 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更)

第9条 指定有形文化財の所有者に変更があったときは新たに所有者となった者、指定有形文化財の権原に基づく占有者に変更があったときは新たに権原に基づく占有者になった者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者(以下この章において「所有者等」という。)は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第10条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 所有者等は、指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要

せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第12条 市は、指定有形文化財の管理又は修理のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、その経費の一部を補助することができる。

(現状変更等の制限)

第13条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(修理の届出等)

第14条 所有者等は、指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条の規定による補助又は前条の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第15条 指定有形文化財の所有者等以外の者が、当該指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、所有者等に対し、当該指定有形文化財の公開を勧告することができる。

(報告の徴取)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、当該指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となったものは、当該指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

第4章 無形文化財

(指定)

第18条 教育委員会は、無形文化財のうち重要なものを、気仙沼市指定無形文化財（以下「指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、指定しようとする無形文化財の保持者又は保持団

体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定及び前項の認定は、その旨を告示するとともに当該指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知して行う。

4 教育委員会は、第1項の規定により指定した後においても、当該指定を受けた指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の追加認定には、第3項の規定を準用する。

（解除）

第19条 教育委員会は、前条第1項による指定を受けた指定無形文化財が指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認める場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認める場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 第1項の指定の解除又は前項の認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。

4 指定無形文化財について、国又は県の指定を受けたときは、当該指定無形文化財の指定及び当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定を解除し、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第20条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散したときにあつては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存の補助）

第21条 市は、指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、保持者、保持団体その他保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

（公開）

第22条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

（保存に関する助言又は勧告）

第23条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体その他の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 民俗文化財

(指定)

第24条 教育委員会は、有形の民俗文化財のうち重要なものを気仙沼市指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを気仙沼市指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の指定有形民俗文化財の指定には第5条第2項から第5項までの規定を、指定無形民俗文化財の指定には第18条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第25条 教育委員会は、前条第1項による指定を受けた指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財が指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときはその指定を解除することができる。

2 前項の指定有形民俗文化財の指定の解除には第5条第3項及び第4項の規定を、指定無形民俗文化財の指定の解除には第18条第3項の規定を準用する。

3 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財について、国又は県の指定を受けたときは、当該指定有形民俗文化財又は当該指定無形民俗文化財の指定を解除し、その旨を告示しなければならない。

(指定有形民俗文化財の現状変更等の届出等)

第26条 指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

第27条 削除

(準用規定)

第28条 第7条から第12条まで、第15条から第17条までの規定は、指定有形民俗文化財について準用する。

(指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 教育委員会は、指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、当該記録の公開を勧告するこ

とができる。

(準用規定)

第30条 第20条、第21条及び第23条の規定は、指定無形民俗文化財について準用する。

第6章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、記念物のうち重要なものを気仙沼市指定史跡、気仙沼市指定名勝又は気仙沼市指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第32条 教育委員会は、前条第1項による指定を受けた指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の指定の解除には、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 指定史跡名勝天然記念物について、国又は県の指定を受けたとき又は指定史跡名勝天然記念物の全部が滅失したときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定を解除し、その旨を告示しなければならない。

(現状変更等の制限)

第33条 指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(準用規定)

第34条 第7条から第10条まで、第12条、第14条、第16条及び第17条の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 文化財の保存技術の保護

(選定)

第35条 教育委員会は、伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（以下「保存技術」という。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを気仙沼市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定しようとする保存技術の保持者又は保存団体（保存技術を保存することを主たる目的とする社団又は財団で代表者又は管理人

の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の選定及び前項の認定には、第18条第3項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第36条 教育委員会は、前条第1項の規定による選定を受けた市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認める場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認める場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 第1項の選定の解除又は前項の認定の解除には、第18条第3項の規定を準用する。

4 市選定保存技術について、国又は県の選定を受けたとき、保持者が死亡したとき又は保存団体が解散したときは、当該市選定保存技術の選定を解除し、その旨を告示しなければならない。

(準用規定)

第37条 第20条、第21条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第8章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の気仙沼市文化財保護条例（昭和51年気仙沼市条例第18号）又は唐桑町文化財保護条例（昭和56年唐桑町条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(本吉町の編入に伴う経過措置)

3 本吉町の編入の日の前日までに、編入前の本吉町文化財保護条例（昭和42年本吉町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年8月31日条例第108号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。